



③	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	<p>支払金額に応じて次の表により求めた給与所得控除後の給与等の金額を記載してください。</p> <p>なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。</p> <p>※所得金額調整控除については、⑭を参照してください。</p> <table border="1" data-bbox="564 273 1337 685"> <thead> <tr> <th>収入金額 (A)</th> <th>所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>550,999円以下</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>551,000円～1,618,999円</td> <td>(A) - 550,000円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円～1,619,999円</td> <td>1,069,000円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円～1,621,999円</td> <td>1,070,000円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000円～1,623,999円</td> <td>1,072,000円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000円～1,627,999円</td> <td>1,074,000円</td> </tr> <tr> <td>※1,628,000円～1,799,999円</td> <td>(A) × 0.6 + 100,000円</td> </tr> <tr> <td>※1,800,000円～3,599,999円</td> <td>(A) × 0.7 - 80,000円</td> </tr> <tr> <td>※3,600,000円～6,599,999円</td> <td>(A) × 0.8 - 440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円～8,499,999円</td> <td>(A) × 0.9 - 1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円以上</td> <td>(A) - 1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※収入金額 (A) = <math>\left\{ \frac{\text{収入金額}}{4,000} \left( \begin{array}{l} \text{小数点第1位} \\ \text{以下切捨て} \end{array} \right) \right\} \times 4,000</math></p>	収入金額 (A)	所得金額	550,999円以下	0円	551,000円～1,618,999円	(A) - 550,000円	1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	※1,628,000円～1,799,999円	(A) × 0.6 + 100,000円	※1,800,000円～3,599,999円	(A) × 0.7 - 80,000円	※3,600,000円～6,599,999円	(A) × 0.8 - 440,000円	6,600,000円～8,499,999円	(A) × 0.9 - 1,100,000円	8,500,000円以上	(A) - 1,950,000円
収入金額 (A)	所得金額																									
550,999円以下	0円																									
551,000円～1,618,999円	(A) - 550,000円																									
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円																									
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円																									
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円																									
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円																									
※1,628,000円～1,799,999円	(A) × 0.6 + 100,000円																									
※1,800,000円～3,599,999円	(A) × 0.7 - 80,000円																									
※3,600,000円～6,599,999円	(A) × 0.8 - 440,000円																									
6,600,000円～8,499,999円	(A) × 0.9 - 1,100,000円																									
8,500,000円以上	(A) - 1,950,000円																									
④	所得控除の額の合計額	◎～⑳(㉑は欠番)及び㉒～㉗欄の合計額に基礎控除額(該当金額)を加えた金額を記載。																								
⑤	源泉徴収税額	所得税と復興特別所得税の合計額を記載。(100円未満切り捨て) *復興特別所得税…所得税額に2.1%をかけた金額。																								
⑥	(源泉)控除対象配偶者の有無等	<p>【有】欄…主たる給与等において、支払を受ける方が年末調整の適用を受けている場合で、控除対象配偶者を有しているときは「○」と記載。 年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」と記載。</p> <p>【従有】欄…従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合には「○」と記載。</p> <p>【老人】欄…控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には「○」と記載。</p>																								
	配偶者(特別)控除の額	配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載してください。																								
⑦	(源泉・特別)控除対象配偶者	<p>控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名・フリガナ及び個人番号を記載(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者の氏名及び個人番号を記載)</p> <p>※記載方法について、注1・2(6ページ)も併せて参照。</p> <p>※控除対象配偶者の欄は、年の途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。</p>																								
	配偶者の合計所得	<p>控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を記載。</p> <p>なお、年の途中で退職した方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載。</p>																								
⑧	控除対象扶養親族の数	<p>配偶者以外の控除対象扶養親族の人数を記載。</p> <p>特定扶養親族(平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ(19歳以上23歳未満)の配偶者以外の扶養親族)に該当するものは㉘欄、老人扶養親族(昭和30年1月1日以前生まれ(70歳以上)の配偶者以外の扶養親族)に該当するものは㉙欄(そのうち同居老親等は㉚欄にも)、その他扶養親族(16歳未満の扶養親族(平成21年1月2日以降生まれ)を除く)は㉛欄に記載。</p>																								
⑨	非居住者である親族の数	<p>配偶者控除の対象となる配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、非居住者(注2…6ページ参照)がいる場合には、その人数を記載。</p>																								
⑩	社会保険料等の金額	<p>給与等を支払う際にその給与等から控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載してください。</p> <p>(注)1. 中途就職者について、その就職前にほかの支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等から控除した社会保険料等の金額を含みます。2. 小規模企業共済等掛金(※)の額については、これを内書してください。(上段：小規模企業共済等掛金額、下段：小規模企業共済等掛金額を含めた社会保険料等の合計額)</p> <p>※小規模企業共済等掛金には、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、並びに条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を含みます。</p> <table border="1" data-bbox="1118 2022 1375 2132"> <thead> <tr> <th colspan="2">社会保険料等の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑩内</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>939,846</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険料等の金額		⑩内	千円		30,000		円		939,846														
社会保険料等の金額																										
⑩内	千円																									
	30,000																									
	円																									
	939,846																									

⑪	住宅借入金等特別控除の額	算出所得税額から控除する住宅借入金等特別控除額を記載。								
⑫	摘要	<p>1 <b>【年末調整をした給与等の場合】</b> 令和6年分所得税の定額減税に関する事項を次のように記載してください。</p> <table border="1" data-bbox="596 271 1453 517"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>記 載 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実際に控除した年調減税額</td> <td>源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円</td> </tr> <tr> <td>年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額</td> <td>控除外額 ×××円 (注) 控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合</td> <td>非控除対象配偶者減税有 (注) 同一生計配偶者が障がい者、特別障がい者又は同居特別障がい者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「(摘要)」欄の記載にあたっては、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないようにしてください。</p> <p><b>【年末調整をしない給与等の場合】</b> 令和6年分所得税の定額減税に関する事項の記載は不要です。 (注) 令和6年6月1日以後に受給者が退職し、年末調整をしなかった場合には、再就職先での年末調整又は確定申告で最終的な定額減税の精算を行います。</p> <p>2 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合は、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。 また、この欄に記載される控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を記載。 (1) 16歳未満の扶養親族の場合…氏名の後に「(年少)」と記載。 (2) 控除対象扶養親族が非居住者である場合は、氏名の後に「(01)」のように、6ページ記載の「●控除対象扶養の区分」の表に対応する数字を記載してください。16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合は、氏名の後に「(非居住者)」と記載。 ※扶養親族の個人番号については、この欄に記載せず、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の欄に記載(⑫参照)。</p> <p>3 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が、障がい者、特別障がい者又は同居特別障がい者に該当する場合には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載(例:「氏名(同配)」)。非居住者である場合には氏名の後に「(非居住者)」と記載。</p> <p>4 年途中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には以下の3点を記載。 ・他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額 ・他の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称 ・他の支払者のもとを退職した年月日 <b>(複数ある場合は支払者ごとにすべて記入)</b></p> <p>5 租税条約に基づいて源泉所得税額の免除を受ける方については、「〇〇条約〇〇条該当」と赤書き。</p> <p>6 普通徴収とする場合は、【普通徴収切替理由書「該当する符号(普通徴収とする理由)の人数欄に内訳を記載」】を添付し、普通徴収切替理由書の該当する符号を明記。</p> <p>7 退職手当等のある配偶者(退職所得を除く所得の見積額が133万円以下に限る)または扶養親族(退職所得を除く所得の見積額が48万円以下に限る)がいる場合、その配偶者(扶養親族)に関する以下の内容を給与支払報告書(個人別明細書)に記載。(⑫も併せて参照) ・配偶者(扶養親族)の氏名及び氏名の前に(退) ・配偶者(扶養親族)である旨 ・生年月日 ・住所 ・障がい者、特別障がい者または同居特別障がい者である場合にはその旨 ・非居住者である場合にはその旨(※) ・退職所得を除いた合計所得金額の見積額 ・従業員本人が寡婦またはひとり親である場合はその旨 (※) 控除対象扶養親族の場合は、6ページ記載の「●控除対象扶養親族の区分」に該当する数字(00~04)も併せて記載する。</p>	内 容	記 載 方 法	実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円	年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 ×××円 (注) 控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」	合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 (注) 同一生計配偶者が障がい者、特別障がい者又は同居特別障がい者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。
内 容	記 載 方 法									
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円									
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 ×××円 (注) 控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」									
合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 (注) 同一生計配偶者が障がい者、特別障がい者又は同居特別障がい者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。									
⑬	㊦~㊧ 生命保険料の金額の内訳	「㊦ 生命保険料の控除額」の金額に係る、その年中に支払った各金額をそれぞれ記載。								
⑭	㊨ 旧長期損害保険料の金額	「㊨ 地震保険料の控除額」の金額のうち旧長期損害保険料の金額に係る控除額が含まれる場合は、その年中に支払った金額を記載。								

<p>⑮ 所得金額調整控除額</p>	<p>所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載。給与等の収入金額が850万円を超え、次の1～3のいずれかに該当する方が対象。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本人が特別障がい者である</li> <li>2 23歳未満の扶養親族を有する</li> <li>3 特別障がい者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する</li> </ol> <p>〈所得金額調整控除算出方法〉  (給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円)×10%</p> <p>※該当する要件に応じて「(摘要)」欄に記載してください。</p> <table border="1" data-bbox="566 403 1332 604"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>記載方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人が特別障がい者</td> <td>記載不要</td> </tr> <tr> <td>同一生計配偶者が特別障がい者</td> <td>同一生計配偶者の氏名(同配)</td> </tr> <tr> <td>扶養親族が特別障がい者</td> <td rowspan="2">扶養親族の氏名(調整)</td> </tr> <tr> <td>扶養親族が年齢23歳未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、上記「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が、「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄、「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、記載を省略できます。</p>	要件	記載方法	本人が特別障がい者	記載不要	同一生計配偶者が特別障がい者	同一生計配偶者の氏名(同配)	扶養親族が特別障がい者	扶養親族の氏名(調整)	扶養親族が年齢23歳未満															
要件	記載方法																								
本人が特別障がい者	記載不要																								
同一生計配偶者が特別障がい者	同一生計配偶者の氏名(同配)																								
扶養親族が特別障がい者	扶養親族の氏名(調整)																								
扶養親族が年齢23歳未満																									
<p>⑯ 基礎控除の額</p>	<p>基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記。</p> <table border="1" data-bbox="566 750 1332 929"> <thead> <tr> <th colspan="2">給与所得者の基礎控除申告書</th> <th colspan="2">記載方法</th> </tr> <tr> <th>合計所得金額の見積額</th> <th>基礎控除の額</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>48万円</td> <td colspan="2">記載不要</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>32万円</td> <td colspan="2">320,000</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>16万円</td> <td colspan="2">160,000</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>なし</td> <td colspan="2">0</td> </tr> </tbody> </table>	給与所得者の基礎控除申告書		記載方法		合計所得金額の見積額	基礎控除の額			2,400万円以下	48万円	記載不要		2,400万円超 2,450万円以下	32万円	320,000		2,450万円超 2,500万円以下	16万円	160,000		2,500万円超	なし	0	
給与所得者の基礎控除申告書		記載方法																							
合計所得金額の見積額	基礎控除の額																								
2,400万円以下	48万円	記載不要																							
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	320,000																							
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	160,000																							
2,500万円超	なし	0																							
<p>⑰ 住宅借入金等特別控除適用数</p>	<p>年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記載。なお、適用数が3以上のときには、摘要欄に記載。</p>																								
<p>⑱ 居住開始年月日(1回目、2回目)</p>	<p>居住開始年月日は和暦で年、月、日を分けて記載。</p>																								
<p>⑲ 住宅借入金等特別控除区分(1回目、2回目)</p>	<p>適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載。</p> <table border="1" data-bbox="598 1064 1348 1512"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記載方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む)</td> <td>住</td> </tr> <tr> <td>一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む)で住宅が特例居住用家屋に該当するとき</td> <td>住(特家)</td> </tr> <tr> <td>認定住宅(等)の新築(取得)等に係る住宅借入金等特別控除の場合</td> <td>認</td> </tr> <tr> <td>認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅に該当するとき</td> <td>認(特家)</td> </tr> <tr> <td>特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合</td> <td>増</td> </tr> <tr> <td>東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規程(以下「震災再取得等」といいます。)の適用を選択した場合</td> <td>震</td> </tr> <tr> <td>震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき</td> <td>震(特家)</td> </tr> </tbody> </table> <p>この区分のほか、当該住宅の取得や増改築が特定取得等に該当する場合は「住(特)」「認(特)」「増(特)」等と記載(特別特定取得は(特特)、特例特別特例取得は(特特特))。</p> <p>例：「住(特)」、「住(特特)」、「住(特特特)」など</p> <p>※詳細につきましては、国税庁の手引きをご参照ください。</p>	区分	記載方法	一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む)	住	一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む)で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	住(特家)	認定住宅(等)の新築(取得)等に係る住宅借入金等特別控除の場合	認	認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅に該当するとき	認(特家)	特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	増	東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規程(以下「震災再取得等」といいます。)の適用を選択した場合	震	震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	震(特家)								
区分	記載方法																								
一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む)	住																								
一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む)で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	住(特家)																								
認定住宅(等)の新築(取得)等に係る住宅借入金等特別控除の場合	認																								
認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅に該当するとき	認(特家)																								
特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	増																								
東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規程(以下「震災再取得等」といいます。)の適用を選択した場合	震																								
震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	震(特家)																								
<p>⑳ 控除対象扶養親族</p>	<p>扶養控除の対象となる扶養親族の氏名・フリガナ及び個人番号を記載。</p> <p>※ 記載方法について、注1・注2(6ページ)も併せて参照。</p> <p>※ 控除対象扶養親族の欄は、年の中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。</p>																								
<p>㉑ 16歳未満の扶養親族</p>	<p>16歳未満の扶養親族の氏名・フリガナ及び個人番号を記載。</p> <p>※ 記載方法について、注1・注2(6ページ)も併せて参照。</p> <p>※ 16歳未満の扶養親族の欄は、年の中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。</p>																								
<p>㉒ 5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号 5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号</p>	<p>1 扶養親族がそれぞれ5人以上いる場合には、5人目以降の扶養親族の個人番号を記載。この場合、個人番号の前には「摘要」の欄において氏名前に記載した括弧書きの数字を記載し、「摘要」の欄に記載した氏名と対応関係が分かるようにしてください。(2ページ目の記載例では氏名と個人番号の前に(1)を付しています)</p> <p>2 退職手当等のある配偶者(扶養親族)の個人番号と、個人番号の前に(退)を記載してください。(㉑も併せて参照)</p>																								

②③	寡婦・ひとり親	<p>各欄について受給者が該当する事項がある場合に○を記載してください。</p> <p>【ひとり親】次の①～③を満たす者</p> <p>①その者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされておらず、総所得金額等が48万円以下の者。）を有すること。</p> <p>②合計所得金額が500万円以下であること。</p> <p>③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（例えば、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」と記載がある者。）がいないこと。</p> <p>【寡婦】（1）（2）のうち、ひとり親に該当しない者です。</p> <p>（1）夫と離婚した後、婚姻をしていない者で、次の①～③を満たす者</p> <p>①扶養親族を有すること（子以外）。</p> <p>②合計所得金額が500万円以下であること。</p> <p>③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。</p> <p>（2）夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない一定の者のうち、次の①②を満たす者</p> <p>①合計所得金額が500万円以下であること。</p> <p>②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。</p>
②④	中途就・退職 受給者生年月日	<p>【中途就・退職】欄については、就職・退職欄の該当する方に○を記載し、就職日及び退職日を記載。</p> <p>【受給者生年月日】欄については、必ず記載してください。</p> <p>※受給者の生年月日の元号を漢字で記載してください（「平成」等）。</p>
②⑤	支払者	<p>支払をする方の個人番号又は法人番号を記載。</p> <p>個人番号を記載する場合は、右詰で記載。</p>

注1 給与の支払を受ける者に交付する源泉徴収票には、個人番号又は法人番号は記載しません。

注2 控除対象配偶者が非居住者である場合には、区分の欄に「○」を記載してください。

控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄の内容に応じて、次のとおり記載してください。

●控除対象扶養親族の区分

控除対象扶養親族の区分	記載方法
居住者	〇〇※1
非居住者（30歳未満又は70歳以上）	〇1
非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※2）	〇2
非居住者（30歳以上70歳未満、障がい者）	〇3
非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3）	〇4

※1 給与支払報告書を書面で提出する場合は、空欄としてください。

※2 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者をいいます。

※3 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者をいいます。

※4 30歳以上70歳未満の非居住者が記載方法〇2～〇4の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。

※5 非居住者とは、海外赴任や海外留学等で出国（転出）し、賦課期日（令和7年1月1日）をまたいで、概ね1年以上海外で居住し、日本国内に住所を有しない者のことです。